

## 自主避難者の皆さんへ

### 皆さんも東京電力に損害賠償を請求できます

「私は自主的に避難してきたから。」と思って損害賠償請求を諦めていませんか？そんなことはありません。皆さんも東京電力に慰謝料などの損害賠償を請求できます。

原子力損害賠償紛争審査会は、12月6日に皆さんに対する賠償の指針(ルール)を示しました。

ここでは「自主避難者も東京電力に損害賠償を請求できる。」ということが当然の前提とされています。皆さんも東京電力に損害賠償を請求しましょう。

### 指針で定められた賠償額は、妊婦や子供には40万円、その他の人には8万円のみです

審査会が12月6日に示した指針は、以下の内容のものです。

①自主避難者のうち、以下の地域から避難してきた人に対してのみ賠償する。

県北地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県中地域：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町  
小野町

相双地域：相馬市、新地町

いわき地域：いわき市

②支払われる額は、妊婦・子供には40万円、その他の人には8万円(※)。

※これらの額は、(i)慰謝料、(ii)避難・帰宅にかかった費用、(iii)避難したことによる生活費増加分を併せた額です。

③(i)～(iii)以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となることがあり得る。

### しかし、指針以上の支払いを受けられないと考える必要はありません

野田総理や枝野経産相は、国会答弁において、「審査会が発表した指針は、東電に対して賠償の最低ラインを示すものであり、指針で示された額以上に費用がかかった場合は、その費用も当然賠償の対象になる。」と明言しました。また、観光業の風評被害では、東京電力が一旦公表した賠償基準に対する反発が強く、東京電力が賠償基準を変更しています。

さらに、区域内避難者に関して、精神的損害に含まれない生活費の増加分について、指針では特別な場合のみ賠償されるような記載になっており、東京電力の賠償基準では全く触れられていませんでしたが、当弁護団の提案書等の成果で、少なくとも白物家電や大型家具は東京電力が任意で賠償に応じる動きになっています。

したがって、皆さんも「妊婦・子供に40万円、その他の人には8万円」という指針以上の賠償を請求できないと考える必要はありません。

### 指針以上の支払いを受けるためには紛争解決センターへ申立てを

皆さんが指針以上の支払いを受けるためには、皆さんの実情を審査会や東京電力に伝えることが不可欠です。皆さんの実情を伝える方法としては、まず、東京電力から送られてくる請求書に実情を記載するという方法が考えられます。しかし、現在、区域内避難者に対する賠償手続に相当な労力が割かれており、皆さんのもとに東京電力から請求書が届くのは、かなり先の時期になる可能性があります。

そこで、当弁護団では、皆さんに紛争解決センターへの申立てをお勧めします。

紛争解決センターとは、弁護士等の仲介委員が皆さんの声を聞きながら東京電力との和解の仲介手続を行う場所です。紛争解決センターへの申立ては簡単で、しかも、皆さんが希望する賠償額を主張できる手続です。

紛争解決センターへの申立てをすれば、東京電力からの請求書が届くのを待つまでもなく、皆さんの実情を東京電力などに訴えることができます。早期にかつ納得のいくような賠償を受けるためには、紛争解決センターへの申立てが一番です。

そして、一人一人が別々に申し立てるよりも、みんなで一斉に申し立てた方が、皆さんの声、より力強い意見となって東京電力を動かします。

当弁護団は、12月中を目処に自主避難者の皆さんと一斉に紛争解決センターへの申立てを行う方針です。

皆さんの被害を速やかにかつ少しでも多く回復するために、一緒に紛争解決センターに申立てをしましょう。

当弁護団は紛争解決センターへの申立て手続をサポートしますので、「妊婦・子供に40万円、その他の人に8万円」という指針以上の支払を受けたい方やできるだけ早く賠償金の支払いを受けたい方は、今すぐに当弁護団にご連絡を下さい。

お気軽に原子力損害賠償群馬弁護士会へお問い合わせください。

# 027-251-7871

(平日9:00～17:00 新前橋法律事務所内)